

平成 26 年 7 月 29 日

各 位

不動産投資信託証券発行者

ケネディクス・オフィス投資法人

代表者名 執行役員 内田 直克

(コード番号 8972)

資産運用会社

ケネディクス不動産投資顧問株式会社

代表者名 代表取締役社長 本間 良輔

問合せ先

オフィス・リート本部 企画部長 寺本 光

TEL: 03-5623-8979

資金の借入れ（シリーズ 104）及び金利スワップ契約締結に関するお知らせ

ケネディクス・オフィス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、資金の借入れ（借入総額 72 億円）及び金利スワップ契約締結について、下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 借入れの理由

平成 26 年 7 月 31 日に期限が到来するシリーズ 48-D（37 億円）及びシリーズ 60-B（35 億円）の返済資金に充当するため。

(注) シリーズ 48-D の概要は平成 22 年 7 月 28 日付「資金の借入れに関するお知らせ(シリーズ 48)」、シリーズ 60-B の概要は平成 23 年 7 月 27 日付「資金の借入れに関するお知らせ(シリーズ 60)」をご参照ください。

2. 借入れの内容

(1) 短期借入金（シリーズ 104-A）

①借入先 : 株式会社三井住友銀行

②借入金額 : 10 億円

③金利等 : 基準金利(全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR)+0.35% (注)

④借入日 : 平成 26 年 7 月 31 日

⑤借入方法 : 上記の借入先との間で平成 26 年 7 月 29 日に個別貸付契約を締結

⑥利払期日 : 平成 26 年 8 月末日を初回として、以後 1 ヶ月毎の末日及び平成 27 年 7 月 31 日
(当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日)

⑦元本返済期日 : 平成 27 年 7 月 31 日 (当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日)

⑧元本返済方法 : 上記記載の元本返済期日に一括返済

⑨担保の有無 : 無担保・無保証

(注) 平成 26 年 7 月 31 日から平成 26 年 8 月末日までの金利については、0.49636%となります(平成 26 年 7 月 29 日現在の全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR は 0.14636%です。)。初回以降の基準金利につきましては、各利払期日の 2 営業日前に一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 1 ヶ月日本円 TIBOR となります。なお、全銀協の日本円 TIBOR については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/>) でご確認いただけます。

(2)長期借入金 (シリーズ 104-B)

- ①借入先 : 三井住友信託銀行株式会社
- ②借入金額 : 10 億円
- ③金利等 : 基準金利(全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR)+0.40% (注)
- ④借入日 : 平成 26 年 7 月 31 日
- ⑤借入方法 : 上記の借入先との間で平成 26 年 7 月 29 日に個別貸付契約を締結
- ⑥利払期日 : 平成 26 年 8 月末日を初回として、以後 1 ヶ月毎の末日及び平成 31 年 7 月 31 日
(当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日)
- ⑦元本返済期日 : 平成 31 年 7 月 31 日 (当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日)
- ⑧元本返済方法 : 上記記載の元本返済期日に一括返済
- ⑨担保の有無 : 無担保・無保証

(注) 平成 26 年 7 月 31 日から平成 26 年 8 月末日までの金利については、0.54636%となります(平成 26 年 7 月 29 日現在の全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR は 0.14636%です。)。初回以降の基準金利につきましては、各利払期日の 2 営業日前に一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 1 ヶ月日本円 TIBOR になります。なお、全銀協の日本円 TIBOR については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/>) でご確認ください。

(3)長期借入金 (シリーズ 104-C)

- ①借入先 : 株式会社三井住友銀行
- ②借入金額 : 27 億円
- ③金利等 : 基準金利(全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR)+0.45% (注)
- ④借入日 : 平成 26 年 7 月 31 日
- ⑤借入方法 : 上記の借入先との間で平成 26 年 7 月 29 日に個別貸付契約を締結
- ⑥利払期日 : 平成 26 年 8 月末日を初回として、以後 1 ヶ月毎の末日及び平成 32 年 7 月 31 日
(当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日)
- ⑦元本返済期日 : 平成 32 年 7 月 31 日 (当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日)
- ⑧元本返済方法 : 上記記載の元本返済期日に一括返済
- ⑨担保の有無 : 無担保・無保証

(注) 平成 26 年 7 月 31 日から平成 26 年 8 月末日までの金利については、0.59636%となります(平成 26 年 7 月 29 日現在の全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR は 0.14636%です。)。初回以降の基準金利につきましては、各利払期日の 2 営業日前に一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 1 ヶ月日本円 TIBOR になります。なお、全銀協の日本円 TIBOR については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/>) でご確認ください。

(4)長期借入金 (シリーズ 104-D)

- ①借入先 : 株式会社りそな銀行
- ②借入金額 : 3 億円
- ③金利等 : 基準金利(全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR)+0.45% (注)
- ④借入日 : 平成 26 年 7 月 31 日
- ⑤借入方法 : 上記の借入先との間で平成 26 年 7 月 29 日に個別貸付契約を締結
- ⑥利払期日 : 平成 26 年 8 月末日を初回として、以後 1 ヶ月毎の末日及び平成 32 年 10 月 31 日
(当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日)
- ⑦元本返済期日 : 平成 32 年 10 月 31 日 (当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日)
- ⑧元本返済方法 : 上記記載の元本返済期日に一括返済
- ⑨担保の有無 : 無担保・無保証

(注) 平成 26 年 7 月 31 日から平成 26 年 8 月末日までの金利については、0.59636%となります(平成 26 年 7 月 29 日現在の全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR は 0.14636%です。)。初回以降の基準金利につきましては、各利払期日の 2 営業日前に一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 1 ヶ月日本

円 TIBOR になります。なお、全銀協の日本円 TIBOR については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/>) でご確認ください。

(5) 長期借入金 (シリーズ 104-E)

- ①借入先 : 株式会社三井住友銀行
- ②借入金額 : 22 億円
- ③金利等 : 基準金利(全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR) + 0.57% (注)
- ④借入日 : 平成 26 年 7 月 31 日
- ⑤借入方法 : 上記の借入先との間で平成 26 年 7 月 29 日に個別貸付契約を締結
- ⑥利払期日 : 平成 26 年 8 月末日を初回として、以後 1 ヶ月毎の末日及び平成 34 年 7 月 31 日
(当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日)
- ⑦元本返済期日 : 平成 34 年 7 月 31 日 (当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日)
- ⑧元本返済方法 : 上記記載の元本返済期日に一括返済
- ⑨担保の有無 : 無担保・無保証

(注) 平成 26 年 7 月 31 日から平成 26 年 8 月末日までの金利については、0.71636%となります(平成 26 年 7 月 29 日現在の全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR は 0.14636%です。)。初回以降の基準金利につきましては、各利払期日の 2 営業日前に一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 1 ヶ月日本円 TIBOR になります。なお、全銀協の日本円 TIBOR については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/>) でご確認ください。

3. 資金使途

上記の借入金の全額を、シリーズ 48-D 及びシリーズ 60-B の返済資金として充当します。

4. 金利スワップ契約

(1) 金利スワップ契約締結の理由

変動金利の条件で行う上記借入金(シリーズ 104-B、C、D、E)について金利上昇リスクをヘッジするため。

(2) 金利スワップ契約の内容

①金利スワップ契約 (シリーズ 104-B)

- 相手先 : SMBC 日興証券株式会社
- 想定元本 : 10 億円
- 金利等 : 固定支払金利 0.21625%
変動受取金利 基準金利 (全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR) (注)
- 開始日 : 平成 26 年 7 月 31 日
- 終了日 : 平成 31 年 7 月 31 日
- 支払日 : 平成 26 年 8 月末日を初回として、以後 1 ヶ月毎の末日及び平成 31 年 7 月 31 日 (当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日)

(注) 本金利スワップ契約締結により、シリーズ 104-B に係る金利は実質的に 0.61625%で固定化されます。

②金利スワップ契約 (シリーズ 104-C)

- 相手先 : SMBC 日興証券株式会社
- 想定元本 : 27 億円
- 金利等 : 固定支払金利 0.28625%
変動受取金利 基準金利 (全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR) (注)
- 開始日 : 平成 26 年 7 月 31 日
- 終了日 : 平成 32 年 7 月 31 日
- 支払日 : 平成 26 年 8 月末日を初回として、以後 1 ヶ月毎の末日及び平成 32 年 7 月 31 日 (当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日)

(注) 本金利スワップ契約締結により、シリーズ 104-C に係る金利は実質的に 0.73625% で固定化されます。

③金利スワップ契約 (シリーズ 104-D)

相手先 : SMBC 日興証券株式会社
 想定元本 : 3 億円
 金利等 : 固定支払金利 0.30625%
 変動受取金利 基準金利 (全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR) (注)
 開始日 : 平成 26 年 7 月 31 日
 終了日 : 平成 32 年 10 月 31 日
 支払日 : 平成 26 年 8 月末日を初回として、以後 1 ヶ月毎の末日及び平成 32 年 10 月 31 日 (当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日)

(注) 本金利スワップ契約締結により、シリーズ 104-D に係る金利は実質的に 0.75625% で固定化されます。

④金利スワップ契約 (シリーズ 104-E)

相手先 : SMBC 日興証券株式会社
 想定元本 : 22 億円
 金利等 : 固定支払金利 0.44375%
 変動受取金利 基準金利 (全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR) (注)
 開始日 : 平成 26 年 7 月 31 日
 終了日 : 平成 34 年 7 月 31 日
 支払日 : 平成 26 年 8 月末日を初回として、以後 1 ヶ月毎の末日及び平成 34 年 7 月 31 日 (当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日)

(注) 本金利スワップ契約締結により、シリーズ 104-E に係る金利は実質的に 1.01375% で固定化されます。

5. 本件借入れ実行後の借入金及び投資法人債の状況 (平成 26 年 7 月 31 日時点)

(単位: 百万円)

	区分	本件借入れ実行前	本件借入れ実行後	増減額
	短期借入金 (注 1)	3,500.0	4,500.0	+1,000.0
	長期借入金 (注 2)	158,446.5	157,446.5	-1,000.0
	借入金合計	161,946.5	161,946.5	0.0
	投資法人債	8,300.0	8,300.0	0.0
	借入金及び投資法人債の合計	170,246.5	170,246.5	0.0

(注1) 短期借入金とは借入日から返済期日までが 1 年以下の借入れをいいます。ただし、借入日から 1 年後の応当日が営業日以外の日に該当した場合で返済期日を当該翌営業日とし、1 年超となった借入れは、短期借入金に含みます。

(注2) 長期借入金とは借入日から返済期日までが 1 年超の借入れをいいます。

6. その他

本件に係る借入れの返済等に関わるリスクにつきましては、有価証券届出書 (平成 26 年 5 月 8 日提出。その後の有価証券届出書の訂正届出書による訂正を含みます。) に記載の「投資リスク」より重要な変更はありません。

以上

*本投資法人のホームページアドレス <http://www.kdx-reit.com/>